

平成 31 年 2 月 18 日

川口短期大学 教授 小島 望 様

環境省自然環境局
総務課 動物愛護管理室
野生生物課 希少種保全推進室
那覇自然環境事務所 野生生物課
奄美野生生物保護センター
奄美大島ねこ対策協議会

『奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画』への意見書に対する回答について」へのご質問書について

自然環境行政の推進につきまして、平素より多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。平成 30 年 2 月 1 日付でいただいた標記につきまして、下記のとおり回答いたします。

今後ともご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1.

本計画に基づくネコの捕獲数、譲渡数については定期的に新聞社等に公表しています。個体情報については譲渡を希望する方に写真や性別、ウイルスの保有状況等の情報を送付しており、現在のところ譲渡希望者以外に個体の詳細情報公開をする予定はありません。

収容期間は、保健所等での収容期間や民間団体の意見を参考にした上で総合的に検討し 1 週間としています。譲渡希望者の募集はノネコの捕獲前から常時行っており、譲渡希望者へ捕獲状況をお知らせしているため、譲渡に必要な期間は十分確保されているものと考えます。

譲渡の申請に伴う書類や講習会は、責任を持ってネコを飼育していただくために必要な過程と考えており、譲渡希望者については認定制度を設けています。

以上のとおり、本計画では捕獲個体について、できる限り譲渡の機会を与える方針としており、動物愛護管理法に示された「殺処分がなくなることを目指す」という考え方と何ら矛盾するものではありません。

ちなみに、動物愛護管理法に係る殺処分と譲渡の考え方については、中央環境審議

会動物愛護部会で取りまとめられ、昨年 12 月末に公表された「動物愛護管理をめぐ
る主な課題への対応について（論点整理）」

(http://www.env.go.jp/council/14animal/mat50_5.pdf) において、I 章 2. にまとめ
られていますので、ご参照ください。

2.

森林内で捕獲されたネコは、そのフンから希少種等在来種の痕跡（毛や骨など）が検出
されていることに加えて、森林内に設置した自動撮影カメラにも希少種等をくわえたネ
コが撮影されています。森林内のネコはノネコがほとんどであると推測されるものの、一
部には、一時的に森林内に侵入しているノラネコや飼い猫も捕獲される可能性があります
が、これらも希少種等を捕殺して在来生態系へ影響を及ぼすおそれがあることから本
計画に基づき対処することとしています。

3.

本計画は奄美大島の生態系の保全を目的に実施している計画です。関係行政機関や
関係団体によって議論を重ねた上で、奄美大島の生態系を保全するために捕獲を行っ
た後、できる限り譲渡に努めており、殺処分前提の計画とは考えておりません。なお、
やむをえない場合はできる限り苦痛を与えない方法を用いて安楽死させることとして
います。

4.

ノネコはどのような病気を持っているか分からないこと、慣れるまでに飼育に気を
遣わなければいけない可能性があること等から飼育にはしっかりした体制を整える必
要があり、それには相応の経済的負担がかかると考えます。このため最後まで責任を持
って飼っていただける方かどうかを審査するための資料として、当該書類の提出をお
願ひしています。なお、提出頂いた個人情報協賛会事務局である奄美市個人情報保護
条例に基づいて管理されています。

他の島嶼等における対策や制度については各自自治体や現場の状況に合わせて各地域
において判断されるものと考えます。

5.

奄美大島では林道だけでなく、国道や県道等大きな道路でも交通事故が発生してお
り、交通事故対策についてはドライバーへの普及啓発が最も重要と考えています。毎年
交通事故防止キャンペーンを実施し、島民や観光客への呼びかけを実施しています。ま
た、奄美大島自然保護協議会では交通事故防止のための減速帯を設置しています。

奄美大島独自の在来生態系の保全のためにはネコを森林から排除する必要がある、
森林内で捕獲したネコは、できる限り譲渡に努めております。